

◆相続預金等の受取方法について

[払戻しの指定]

本依頼書において「払戻し」を依頼したものについて、以下に指定する方法でお支払いください。

なお、必要な手数料については、各々の受取金額より差し引き願います。

相続人等氏名(入金先口座名義)	取扱方法(指定する項目・番号を○で囲み、必要事項を記入してください)			
瀧野川 太郎	1. 振込入金	2. 下記口座へ入金	3. 預金小切手発行	4. 現金払戻
	備考	支店名	科目	口座番号
			普通・貯蓄・[]	
吉田 花子	1. 振込入金	2. 下記口座へ入金	3. 預金小切手発行	4. 現金払戻
	備考	支店名	科目	口座番号
			普通・貯蓄・[]	
	1. 振込入金	2. 下記口座へ入金	3. 預金小切手発行	4. 現金払戻
	備考	支店名	科目	口座番号
			普通・貯蓄・[]	
	1. 振込入金	2. 下記口座へ入金	3. 預金小切手発行	4. 現金払戻
	備考	支店名	科目	口座番号
			普通・貯蓄・[]	
	1. 振込入金	2. 下記口座へ入金	3. 預金小切手発行	4. 現金払戻
	備考	支店名	科目	口座番号
			普通・貯蓄・[]	
	1. 振込入金	2. 下記口座へ入金	3. 預金小切手発行	4. 現金払戻
	備考	支店名	科目	口座番号
			普通・貯蓄・[]	

◆手続終了の確認(各事項をご確認のうえ口にて✓をお付けください)

以下の方法による、手続きの完了とその確認方法について同意します。

- 振込入金指定分については、別途提出する振込依頼書により指定した金融機関の口座への入金記帳を以って確認します。
- 口座への入金を指定したものについては、その指定口座への入金記帳を以って確認します。
- 預金小切手発行分については、自己宛小切手依頼書を提出して小切手の発行を受け、その領収書を提出いたします。
- 現金での払戻しが了承された際には、その受領にあたり領収書を提出いたします。
- 貸金庫内容物の返却は、当該精算手続きの終了(上記資金受領)を以って、受領を確認します。
- 上記解約等の手続きの終了を以って故人の各取引契約の清算が完了し、当該契約にもとづいた当金庫の開示・報告等の義務は消滅したことを確認します。

金庫使用欄

後日処理: 出資金 公共債 投資信託
 その他[]

店長印	検印	資産	契約	出資	預金	受付印
-----	----	----	----	----	----	-----

(保存期間: 処理完了後10年(通帳等紛失記録あるときは永久))

相続手続依頼書

瀧野川信用金庫 御中
(取扱店: 西ヶ原支店)

依頼日: 令和5年3月3日

被相続人	住所	七ヶ原町の住所	戸籍上の字体で ご記入下さい。
	氏名	瀧野川 一郎	

上記預金者(被相続人)は平成・令和5年2月2日死亡いたしましたので、被相続人の貴金庫との取引について、下記の通り取扱うよう相続手続を依頼いたします。

この依頼書にもとづき取扱いの上は、後日、万一紛議が生じても次の相続関係者において連帯してその責に任じ、貴金庫には些かもご迷惑・ご損害をおかけしません。

なお、提出書類に記載されている個人情報(被相続人)は相続手続にのみ利用することに同意するとともに、本依頼書を提出するにあたり、相続関係者は次の状況にあることを申し添えます。

【申出事項】(該当する口にて✓をお付けください)

- 遺言書等相続分を指定した文書はありません。一括して払戻しを受け、私どもにおいて分配します。
- 手続および元利金等の受領に関する一切は、相続人代表者に委任します。
- 遺言書等の指定や委任にもとづき、単独での手続および元利金等の受領について了承を得ています。
- 遺言書等の指定により貴金庫との取引分については私が相続しますので、単独で手続いたします。
- 提出する遺言書以外に有効な遺言書はありません。

相続手続依頼者(相続関係者)

* 相続関係者の方ご自身が、該当箇所を○で囲うか必要事項を記入して実印を押印してください。電話番号欄は、日中連絡可能な先をご記入願います。(1/)

相続人代表者 受遺者 遺言執行者 遺産整理受任者 相続財産管理人 []	住所	電話番号: XXX - XXXX-XXXX	本人確認
	相続人住所(印鑑証明書通り)		
	氏名	瀧野川 太郎	印鑑照合
相続人 受遺者 []	住所	電話番号: XX - XXXX-XXXX	印鑑照合
	相続人住所(印鑑証明書通り)		
	氏名	吉田 花子	印鑑照合
相続人 受遺者 []	住所	電話番号: XXX - XXXX-XXXX	照合
	相続人住所(印鑑証明書通り)		
	氏名	瀧野川 太郎	照合
相続人 受遺者 []	住所	電話番号: XXX - XXXX-XXXX	照合
	相続人住所(印鑑証明書通り)		
	氏名	吉田 花子	照合

・相続人様全員が各自自筆で
ご署名下さい。

・おとこは「印鑑登録証明書の住所」を
ご記入下さい。(市区町村がご記入下さい)

・おなまえは「印鑑登録証明書上の字体」で
ご記入下さい。

◆預金・積金等について [解約依頼書、期日前解約依頼書、カードローン解約申込書]

(1) 預積金等明細に記載の預積金について、当該口座の通帳や証書、当座預金については未使用の手形・小切手用紙を提出いたしますので、取扱区分として「払戻」を指定したものは解約し、別途指定した方法で払戻してください。また、「名義変更」指定分については預積金の名義を摘要欄記載の新名義人へ、変更を依頼します。

* 新名義人の方が当金庫とお取引が無い場合、別途ご本人様による新規取引開始の書類提出が必要です。

(2) 総合口座契約やカードローン契約の解約を依頼します。なお、当座借越残高および未払借越利息がある場合は摘要欄記載の相続人または私どもにて一括して引き受け、その取扱方法として「返済」を指定したものは現金等別途資金により返済しますので、その後に契約を解約してください。同様に「差引計算」の指定分については、同人の貴金庫における相続分により充当したうえで解約してください。

(3) 自動口座振替やインターネットバンキング等の付帯契約については、全て契約解除することに同意いたします。

(4) 解約処理にあたって必要とされる、解約についての申込書や依頼書等の提出、証書・払戻請求書への署名・捺印については、本依頼書の記載を以って省略いたします。

預積金等明細

* 総合口座やカードローンのご契約がある場合、相続時にお借入がない場合でも元本0円で記載し、未払借越利息が発生していた場合の負担者を摘要欄に記載してください。(1/)

Table with columns: 預金等の内容, 取扱方法 (区分欄へ○をつけ指定してください), 通証有. Rows include 普通貯蓄定期定積, 当座預金, 総合口座当座借越金, カードローン当座借越金.

◆出資金について

[出資金(譲渡・贈与)申出書 相当金支払通知書 相続同意書]

以下の注意事項を了承のうえ、取扱方法欄に示した方法で手続きがあれば下記受取人(承継人)へ払戻してください。なお、出資金に係る書類への署名・捺印は、本依頼書への記載を以って省略致し;

出資は、複数名で分割して承継することはできません。代わって「おひとりの名前」をご記入ください。

《注意事項》

- 1. お取扱いにあたり、脱退による払戻しを受け、または相続加入
2. 払戻しは、翌年の4月1日以降になることがあります。
3. 承継をご希望になる場合は、当金庫所定の加入手続きが必要です。必要書類をご提出願います。
4. 承継にあたって、新名義人様は当金庫定款に定める「会員たる

Table with columns: 証券番号未払い配当金, 口数・期間, 額面金額(円), 取扱方法(口に✓をお付けください). Includes handwritten entries for securities and a signature '龍野'.

◆通帳・証書等の紛失届出(通帳・証書・鍵・カード等が見当たらない場合)

[通帳・証書、ND鍵・入金袋・入金袋正鍵喪失届、キャッシュカード、貸金庫鍵・利用カード、両替カード事故届、出資証券喪失再発行依頼書]

相続の手續にあたり、以下の通帳・証書・カード等は発見できなかったため提出できません。今後、当該物件は無効であり、万一発見した場合は直ちに貴金庫に返却いたしますことはもちろん、これにより事故等がおこりましても私どもにおいて一切の責任を負い、貴金庫にご迷惑ご損害をおかけいたしません。

なお、以下の明細に示された預金等の解約処理にあたって必要とされる紛失等事故届の提出については、本依頼書の記載を以って省略いたします。

Table with columns: 科目等取引種別, 紛失物件, 口座番号等, 科目等取引種別, 紛失物件, 口座番号等. Rows list various account types and lost items like 通帳・証書, 当座預金, 出資証券.

* 貸金庫・夜間金庫等契約に係る物件を紛失している場合は、必要な実費を申し受けます。利用手数料の清算におけるご指定と同様にお取扱いいたしますので、予めご了承願います。